

ホリデー e プラン

(主契約料金表)

令和 2 年 4 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

ホリデー e プラン

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	1
5	平日休日区分	1
6	料 金	2
7	使用電力量の計量	3
8	そ の 他	3
附	則	5
別	表	6

本 則

1 適 用

このホリデーeプラン料金表（以下「この料金表」といいます。）は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金表の契約種別は、ホリデーeプランといたします。

3 適 用 範 囲

低圧電気供給条件 12（需要区分）(1)に該当し，5（平日休日区分）に定める平日から休日への負荷移行が可能な需要で，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 供 給 電 気 方 式 ， 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

5 平 日 休 日 区 分

平日休日区分は，次のとおりといたします。

(1) 平 日

(2)にいう休日以外の日をいいます。

(2) 休 日

休日とは，次の日をいいます。

イ 土曜日および日曜日

ロ 国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日

ハ 1月2日, 1月3日, 4月30日, 5月1日, 5月2日, 12月30日および12月31日

6 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および低圧電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、低圧電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、低圧電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、低圧電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、低圧電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、低圧電気供給条件別表2（燃料費調整）(2)ロ(イ)の基準単価は、別表1（基準単価）によるものといたします。

(1) 最低料金

1契約につき平日の最初の11キロワット時まで	356円40銭
------------------------	---------

(2) 電力量料金

イ 平日

11キロワット時をこえ80キロワット時までの1キロワット時につき	23円22銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	30円78銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円78銭

ロ 休日

1キロワット時につき	18円76銭
------------	--------

7 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、記録型計量器により、原則として平日休日別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、低圧電気供給条件 19（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお、料金の算定期間における平日休日別の使用電力量は、平日休日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。ただし、その1月の休日の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の平日の使用電力量を差し引いた値といたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、低圧電気供給条件 19（使用電力量の計量）(7)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

8 その他

- (1) 低圧電気供給条件別表 8（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は、別表 2（平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表 2（平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日ま

での日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
 - (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (3) この料金表にもとづく需給契約を開始後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

(実 施 期 日)

この料金表は、令和2年4月1日から実施いたします。

別 表

1 基準単価

燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき平日の最初の11キロワット時まで	2円15銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時および休日の1キロワット時につき	19銭6厘

2 平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 平日における料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、低圧電気供給条件別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 69\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 低圧電気供給条件 20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3) (1)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。